

特集

フェア・ディスクロージャー規則の意義と課題

座 談 会

フェア・ディスクロージャー・ルールについて

と き 2016年9月30日 (金)
と ころ 日本証券アナリスト協会会議室

《出席者》(敬称略、五十音順)

奥 村 俊 次

(オムロン株式会社 経営 IR 部長)

三 瓶 裕 喜

(フィデリティ投信株式会社
ディレクター オブ リサーチ)

佐 藤 淑 子 CMA

(一般社団法人日本 IR 協議会 専務理事)

武 井 一 浩

(西村あさひ法律事務所 弁護士)

《司会》

大 崎 貞 和 CMA

(野村総合研究所
未来創発センター主席研究員)

目 次

1. プレビュー取材について
2. 欧米のフェア・ディスクロージャー・ルール
3. 「アナリストの取材・情報発信に関するガイドライン」への評価
4. 日本におけるフェア・ディスクロージャー・ルールの導入
5. アナリストの果たすべき役割

1. プレビュー取材について

大崎 2016年4月に公表された金融審議会のディスクロージャー・ワーキンググループ報告で、2000年代前半に欧米で導入されたフェア・ディスクロージャー・ルールの日本への本格導入が提

案された。株価に影響を及ぼすような重要な未公表情報を特定のアナリストやファンドマネージャー等に選択的に開示してはならないというフェア・ディスクロージャーの精神は正しい。しかし、それが公式なルールとなれば、その内容や執行の方法次第では、上場企業の情報開示姿勢の後退、証